

02.豊橋市

愛知自治体キャラバン実行委員会の陳情書に対する回答

2011.10.26(水)AM10:30 懇談

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

《回答》

社会保障施策の充実については、今後も引き続き取り組んでまいります。

② 税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

《回答》

滞納者に対する給付制限は行っておりません。

③ 徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

《回答》

愛知県東三河地方税滞納整理機構は、東三河地域における収入率の向上と税負担の公平性を確保し、広域化による行政の効率化を実現するため、平成23年度に設立したものです。機構に移管する案件は、あくまでも資力がありながら、再三の催告にも応じていただけないなどの高額・困難案件を対象としております。一方、資力がない生活困窮者に対しては、法令に照らして納税緩和措置等をとっているところです。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

① 職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

《回答》

今後も、安全・安心な暮らしの実現に向け、適正な人員配置のもとで、市民福祉の向上に努めていきたい。

② 防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

《回答》

想定する地震の規模については、中央防災会議、愛知県の想定見直しにあわせ、想定の

見直しを行います。また、地震、津波への対策につきましては、標高図、津波避難ビル、備蓄食料の増強、防災無線の強化など対策を講じておりますが、今後もより一層の対策を講じてまいります。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

《回答》

小中学校の耐震化、避難所等防災拠点の耐震化についてはすべて完了しております。また、個人宅の耐震化についても無料耐震診断、耐震改修への補助などの施策を実施しています。備蓄の強化につきましては、避難者一人あたり、3食の備蓄を6食に増強する方針で本年度9月補正から計画的に対応してまいります。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

《回答》

避難所のバリアフリー化につきましては、出入り口などの対策、使いやすい非常用トイレなど今後検討してまいります。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

《回答》

豊橋市は第1・第2指定避難所での避難生活が困難な避難者がいる場合に、公共施設9施設を緊急一時受け入れ施設として開設します。

また、専門スタッフが配置され、生活するための設備も整っている民間福祉施設12施設と受入協定を締結し、要援護者への応急的な避難施設として使用できる体制を整えています。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

《回答》

愛知県は、「愛知県災害拠点病院協議会」を設置し、災害拠点病院として必要な施設・整備を整え、災害医療支援機能を有する病院から選定及びその指定を行い、強化充実を図っています。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

《回答》

各校区で図上訓練を行うなど地域とともに災害時の避難路について、検討しております。また、津波に対する避難地図を作成してまいります。

⑧防災教育を徹底してください。

《回答》

防災教育に関しましては、小学校低学年、高学年、中学生用の学習用パンフレットを作成し、学校の授業に役立てています。また防災危機管理課の職員によるパワーポイントを活用した授業と、起震車などの体験型の授業の両方を行う訪問授業も実施しております。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

《回答》

本市においては、第4期介護保険事業計画の保険料設定において、従来の6段階制を8段階制にするなかで低所得者にも一定の配慮を行っております。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

保険料第2段階以下の方のうち、資産・預貯金の状況により保険料率を0.5から0.4に引き下げる減免制度を実施しております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》

在宅介護サービスを利用する低所得者に対して、高額介護サービス費等の支給後の負担額をさらに軽減する「在宅サービス負担軽減事業」を独自に実施しております。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

《回答》

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、現在検討中です。
介護予防サービス及び地域支援事業につきましては、現在第5期介護保険事業計画策定の中で検討しております。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

《回答》

介護保険施設の整備につきましては、一定の整備が必要と考えており、第4期介護保険事業計画で整備予定の施設に加え、第5期計画の前倒し分も含めて整備を進めております。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

《回答》

地域包括支援センターにつきましては、今後の業務量の増加などを踏まえ、適正な配置を検討したいと考えております。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

介護労働者の処遇改善については、介護報酬の改定で一定の配慮がされてきたところであります。また、国において「介護職員処遇改善交付金」の制度も実施されております。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

《回答》

平成22年度から「高齢者安心生活サポート事業」を開始し、ボランティアによる一人暮らし高齢者等の日常生活支援を実施しております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

《回答》

高齢者の外出支援としては、70～79歳の方には2,000円、80歳以上の方については4,000円の電車・バス回数乗車券かタクシー乗車券の配布を行っております。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

《回答》

サロンにつきましては、デイサービスの形態で実施される方法や地域包括支援センターにその機能を付加するなどの検討を行っております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

《回答》

バリアフリーの高齢者住宅の整備については、市営住宅の立替等において整備していくようにしています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

現在、週2回を限度に配食サービスを行っており、配送手数料に相当する250円を助成しております。

(3)障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

障害者控除の対象につきましては、所得税法及び地方税法においてその対象が定められており、従来どおりの取り扱いとします。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

本市では、要介護認定結果通知時に障害者控除の案内を同封するとともに、要介護認定者のうち、障害者控除に該当すると思われる方に対して、障害者控除対象認定申請の案内を通知しております。なお、現在までの通算認定者数は2,931人となっております。

2. 高齢者医療などの充実について

- ★ ①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

《回答》

後期高齢者の医療費自己負担分については、一人暮らしや寝たきりの方などについても福祉医療の対象としておりますが、住民税非課税世帯の医療費無料化について市独自の対応は考えておりません。

また、後期高齢者福祉医療費助成制度の対象拡大は、現時点では困難であると考えております。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

《回答》

保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行は行っておりません。なお、短期被保険者証については、保険料滞納者のうち分納約束不履行の被保険者に対して、定期的に接触し状況把握等するために止むを得ず発行しているものです。

3. 子育て支援について

- ★ ①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

《回答》

子ども医療費の助成につきましては、入院助成は20年度に中学校までに拡大し、通院助成は21年度に小学校6年生までに拡大しました。

今回18歳までの医療費無料助成の要望をいただきましたが本市においては、まず中学校までの通院に関わる医療費の助成について、将来的には拡大していきたいと考えておりますが、財政状況も厳しい中でありますので、中学生の通院医療費の負担状況や県の補助制度の動向を踏まえつつ、実施時期等につきましては、その緊急度や優先度について総合的に判断してまいりたいと考えております。

- ②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

《回答》

妊娠届出以後の妊婦健診につきましては、14回まで公費負担の対象としておりますが、検診内容の充実や妊婦1人当りの受診回数が増などに伴い経費は増大する傾向にあります。妊娠の判定をする初回健診及び産後の健診につきましては、厳しい財政状況の中、現在のところ公費負担をすることは考えておりません。

- ★ ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

《回答》

就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯となっており、現段階での基準額の変更は考えておりません。

申請の受付は市の窓口で随時行っております。また、民生委員の証明は必要ありません。

- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

《回答》

本市では、学校給食の食材料費を給食費としています。

現時点では、給食費無料化は考えておりません。

4. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

《回答》

現在、国において新たな医療保険制度について協議中ですが、国民健康保険の都道府県単位化については、国民皆保険制度の基盤となっている国保の安定運営のための有効な手段の一つであると考えております。

- ★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

《回答》

一般会計からの繰り入れについては、これまでも低所得者層に対する独自減免分や特定健診・保健指導に係る費用などを繰り入れることにより、保険税の上昇を抑制してきました。また、本年度は、当該独自減免分の割り増しを実施しているところです。

現在、新たな医療保険制度について、国・県・市の役割と負担を明確にしていく方向で議論がされていますので、これらの検討結果や新制度へのスムーズな移行も踏まえながら、一般会計繰り入れについて協議していきたいと考えております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

《回答》

少子化対策としては、近年「子ども医療」による窓口負担無料化の拡充や出産育児一時金の増額が図られているところです。国民健康保険に加入している子どもの均等割額の減免については、その財源を国保被保険者の新たな負担とするのか、国保被保険者以外の方にも負担を求める一般会計からの繰り入れとするのかを含め、現在一般会計繰り入れにより実施している本市独自の減免制度との関係の整理、新たな医療保険制度の保険料(税)の方向などを踏まえて慎重に協議していきたいと考えています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

《回答》

低所得の世帯に対しては、現在、7割・5割・2割の軽減に加えて本市独自の4.4割・2.4割・1.2割の減免を実施しており、合わせて最大8.2割の負担減となっておりますので、現時点で減免制度の更なる拡大は考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

経済悪化に伴う失業者の国保加入、現被保険者の所得激減等を踏まえ、近年、減免の所得要件を緩和し対象者の拡大を図りました。また、法改正により非自発的離職者に対しても所要の減免措置が講じられていますので、現時点で要綱の見直しは考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

《回答》

資格証明書は、滞納者との接触の機会を増やし、納税指導・相談を行うことを目的に行っているもので、納税できない特別な事情がある方を除いたうえで、納税相談や呼び出しなどに全く応答頂けない方、支払い能力があるにもかかわらず納付頂けない方を対象に止むを得ず交付(18歳未満の子ども、母子家庭や障がいをお持ちの方などを除く)しているものです。

また、子どもの保険証については全て届くように配慮しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

《回答》

滞納者に対しての給付制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

《回答》

国民健康保険税が未納となっている方々には、さまざまな事情があります。それらの事情を逐次把握して納税の相談をする機会を一定間隔で持つために短期被保険者証の交付を行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

《回答》

保険税を払いきれない加入者の事情を把握するため、納税相談や訪問指導・調査などを行って対応しています。税負担の公平性を保つためにも差押えの実施はやむを得ないものと考えておりますが、実施にあたっては支払い能力があると判断できるにもかかわらず納付頂けない方を対象としているところです。

なお、無保険者の調査につきましては、実施は難しいものと考えております。

(国民健康保険税分差押実績)

区分	人数	件数	金額
20年度	12人	233件	3,833,102円
21年度	23人	549件	17,074,390円
22年度	32人	692件	11,348,900円

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

《回答》

一部負担金の減免については、前年度、その取り扱いに関する厚生労働省保険局長通知が一部改正されたため、当該通知にもとづいて要綱を一部改正するとともに、円滑に事務が執行できるよう、減免等の事務処理とともに生活保護担当課との連携体制も確認しております。

また、制度の趣旨に沿って運用されるよう適切に周知していきたいと考えております。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。
ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

《回答》

更生医療につきましては、市民税非課税世帯は、上限月額を0円に軽減しています。また、精神障害者の通院医療費についても自己負担分を助成しています。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

《回答》

障害者自立支援法等において定められており、従来どおりの取り扱いとします。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

《回答》

障害者自立支援法等において定められており、従来どおりの取り扱いとします。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

《回答》

施設利用者の食費・光熱水費につきましては、入所施設は負担を軽減する補足給付が行われています。また通所施設は食材料費のみの実費負担となるよう軽減措置が行われており、従来どおりの取り扱いとします。

② 実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

《回答》

障害者自立支援法等において定められており、従来どおりの取り扱いとします。また、本人の状態に変化があれば申請により区分の見直しを随時行っています。
地域生活支援事業においては、必要に応じ補正対応しています。

- ③ 第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

《回答》

障害福祉計画の策定にあたっては、障害者団体等に広く意見を求めています。

また、豊橋市障害者自立支援事業計画の数量に応じて、施設整備に対する補助金を交付するなど、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行の受け皿となるグループホーム・ケアホームの確保を図るとともに、訪問系サービスの充実などを図っていきたいと考えております。

- ④ 国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

《回答》

本市では、関係機関や当事者などで構成する「障害者自立支援協議会」において、福祉・医療・雇用・教育・療育等の課題や方向性に関する検討組織を設けておりますが、次年度においては更に体制を強化していきます。

- ⑤ 障害者差別禁止条例を制定してください。

《回答》

障害者基本法の趣旨を念頭においた諸事業の展開に努めておりますが、次年度においては、障害者虐待への対応のほか、権利擁護や成年後見制度の充実を図っていきます。

6. 健診事業について

- ★ ① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

《回答》

本市国民健康保険の特定健診及び後期高齢者の健診はいずれも自己負担額を無料としており、個別医療機関委託・集団健診ともに実施しております。

次に、歯周疾患検診につきましては、自己負担額は無料ですが、がん検診は自己負担額を徴収しております。このことは財政負担の軽減を図るために一部を負担していただいております。

なお、生活保護世帯・市民税非課税世帯の方の自己負担額は無料としております。

また、検診は個別医療機関・集団ともに実施しております。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

《回答》

40歳未満の健康診査につきましては、生活習慣病の健診を受ける機会のない30・35歳の方を対象に、自己負担額は無料で行っております。

7. 予防接種について

★ ①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

《回答》

ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV子宮頸がんワクチン接種については、平成23年3月1日から助成を開始し、無料で接種しております。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

《回答》

高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)については、現在、国が定期予防接種化に向けて供給体制などを検討していることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

8. 生活保護について

★ ①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

《回答》

生活保護申請について、申請意思のある方については申請を受理しており、申請権の侵害に当たるような行為は一切していません。また、適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めています。

② 自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

《回答》

画一的な取扱いは、していません。

③ 就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

《回答》

正規職員の増員については、法に準拠した人員配置に向けて努力しています。